

第12章 京都ユニットの計上に関する情報

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ10及び決定3/CMP.11のパラグラフ14の規定に基づき、我が国の京都ユニット（ERUs、CERs、ICERs、tCERs、AAUs、RMUs）¹の保有及び移転の状況について報告する。なお、報告に際しては、決定15/CMP.1の附属書パラグラフ11の規定に基づき、決定14/CMP.1の附属書で定義された標準電子様式(Standard electronic format: SEF)を用いている。

SEFは本報告書とは別に、「RREG1_JP_2021_1_2.xlsx」というファイル名で条約事務局に提出されている。

12.1. SEF で報告されている情報のまとめ

我が国の国別登録簿に保有されている京都ユニットに関する情報については、決定14/CMP.1に基づき本報告書とともに提出されている「RREG1_JP_2021_1_2.xlsx」ファイルを参照のこと。

また、「RREG1_JP_2021_2_1.xlsx」ファイルの提出を行っている。

12.2. 不一致及び通知

我が国の国別登録簿について、決定15/CMP.1 附属書パラグラフ12-17の規定において報告すべき不一致その他の事象は以下の通り。

表 12-1 不一致その他の事象

報告項目	変更点の記述
決定15/CMP.1、附属書I、パラ12 不一致	不一致トランザクションはなかった。
決定15/CMP.1、附属書I、パラ13 CDM 理事会から受けた通知	結果的な排出による ICER の補填に関する国際取引ログ (International transaction log、ITL) 通知はなかった。
決定15/CMP.1、附属書I、パラ14 Failure of certification	認証報告書未提出のための ICER の補填に関する ITL 通知はなかった。
決定15/CMP.1、附属書I、パラ15 List of non-replacements	移転記録に未実施と確認された補填の記録はなかった。
決定15/CMP.1、附属書I、パラ16 不当な京都ユニット	遵守に用いることができない不当なユニットはなかった。
決定15/CMP.1、附属書I、パラ17 是正策が必要と判断された不一致	是正策が必要と判断された不一致トランザクションはなかった。

12.3. 公開情報

「割当量に関する報告書」の第2部IVの通り、ユーザーが国別登録簿へアクセスすることにより入手できる公開情報のリストは以下の通りである。

¹ 京都ユニットには、共同実施 (JI) プロジェクトからのクレジット (emission reduction units、ERUs)、クリーン開発メカニズム (CDM) プロジェクトからのクレジット (certified emission reductions、CERs)、新規植林・再植林 CDM プロジェクトからのクレジット (temporary certified emission reductions、tCERs、long-term certified emission reductions、ICERs)、割当量単位 (assigned amount units、AAUs)、附属書 I 国内における吸収源活動からのクレジット (removal units、RMUs) がある。

- 決定 13/CMP.1 附属書パラグラフ 45 に規定されている口座情報
- 決定 13/CMP.1 附属書パラグラフ 46 に規定されている 6 条プロジェクトインフォメーション
- 決定 13/CMP.1 附属書パラグラフ 47 に規定されている京都ユニットに関する情報
- 決定 13/CMP.1 附属書パラグラフ 48 に規定されている法人組織情報
- 決定 13/CMP.1 附属書パラグラフ 49(b)に規定されている追加期間終了時点の償却済みのクレジット情報
- 決定 13/CMP.1 附属書パラグラフ 49(c)に規定されている CP 2 クレジットへの付け替え（繰越し）申請をするクレジット情報

いずれの情報も、国別登録簿ホームページの「公開情報」ページにて提供されている。

- 国別登録簿の URL : http://www.registry.go.jp/index_e.html
- 公開情報ページ : http://www.registry.go.jp/public_info_en.html

以下の情報については、機密保持の懸念があるため公開されていない。

- 個別の口座レベルにおけるユニット保有量
- 我が国の国別登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の国別登録簿がユニットを取得した際の取得元口座

なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。

12.4. 約束期間リザーブの計算

日本は第2約束期間に参加していないため、約束期間リザーブはない。

第13章 国内制度の変更に関する情報

UNFCCC インベントリ報告ガイドラインパラグラフ 50 (J) 及び決定 15/CMP.1 の附属書パラグラフ 21 の規定に基づき、我が国の国内制度について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

- 温室効果ガス排出量算定方法検討会のエネルギー・工業プロセス分科会の下に CO₂ の回収・有効利用 (CCU) 小分科会が設置された。

第14章 国別登録簿の変更に関する情報

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ22及び決定3/CMP.11のパラグラフ14の規定に基づき、我が国の国別登録簿について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

14.1. 2021年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要

表 14-1 2021年において我が国の国別登録簿でなされた変更点

報告項目	変更点の記述
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(a) 登録簿管理者の名前又は連絡先の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(b) 協力構造の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(c) 国別登録簿のデータベース又はキャパシティの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(d) 技術的基準の確保に関する変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(e) 不一致を最小化するための手続の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(f) 安全対策の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(g) 公開情報リストの変更	ユニット保有量及び取引の情報は、決定14/CMP.1で定義されているように、標準電子様式 (Standard Electronic Format: SEF) に基づいて公に入手できるようになっている。2021年5月に2020年分の情報を公開した。 以下の情報は機密保持の懸念があるため公開されていない。 - 個別の口座レベルにおけるユニット保有量 - 我が国の国別登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の国別登録簿がユニットを取得した際の取得元口座 なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(h) インターネットアドレスの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(i) データ保存の完全性を確保する手段の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(j) テスト結果の変更	変更なし

14.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する参考情報

以下の項目を実施した。国際取引ログ（the International Transaction Log: 以下、ITL）や他の登録簿の機能に影響は無かった。

- 2021年3月、ネットワーク機器のセキュリティアップデートを実施した。
- 2021年3月、サーバの更改を実施した。
- 2021年5月、京都ユニット保有量及び実施されたトランザクションについての公開情報を、2020年のSEFをもとに更新した。決定13/CMP.1 附属書にて公に入手可能にするよう要請されている以下の情報については、主に機密保持の懸念上の理由から公開されていない。（下記の括弧内のパラグラフ番号は、決定13/CMP.1 附属書のものである）
 - 口座の代表者氏名（パラグラフ45(e)）
 - 情報公開対象のERU、CER、AAU及びRMUのクレジット特定番号（パラグラフ47）
 - 年始時点における口座毎のERU、CER、AAU及びRMUの総保有量（口座種別毎の総保有量のみ公表）（パラグラフ47(a)）
 - 期間中に我が国の国別登録簿が取得したERU、CER、AAU及びRMUの移転元口座番号（移転元登録簿のみ公表）（パラグラフ47(d)）
 - 期間中に我が国の国別登録簿から移転されたERU、CER、AAU及びRMUの移転先口座番号（移転先登録簿のみ公表）（パラグラフ47(g)）
 - 口座毎のERU、CER、AAU及びRMUの現在の保有量（口座種別毎の現在の保有量のみ公表）（パラグラフ47(l)）
- 2021年5月、ネットワーク機器のセキュリティアップデートを実施した。

第15章 第3条14に則った悪影響の最小化

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ23～25及び決定3/CMP.11の附属書IIIパラグラフ4の規定に基づき、第3条14に則った悪影響の最小化について報告する。なお、前回提出時からの変更点は下線で示すとおり。

15.1. 概要

我が国は、京都議定書第3条14に則った悪影響を最小化するための取組が重要である点を考慮し、行動を実施している。一方、気候変動問題を解決するための対応措置の実施により発生する具体的な悪影響を正確に評価することは難しいという点は留意すべきである。例えば、原油価格の変動は、原油需給バランスやその他の様々な要因（原油先物市場の動向、景気変動等）によって引き起こされるものであり、気候変動対策と具体的な悪影響との因果関係及びその程度は依然として不明確である。

また、気候変動問題を真に解決するためには対応措置について発想の転換が必要不可欠と考えられるところ、この点において、持続可能な成長が重要な一つの鍵となり得る。例えば、再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、エネルギーアクセスの向上や防災対策、新しい産業の開発を通じた雇用対策に資する側面もあることを強調したい。

なお2020年10月、菅総理大臣は所信表明演説で、グリーン社会の実現に最大限注力し、日本は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。気候変動に対して積極的に対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、経済と環境の好循環を作り出すことで、世界のグリーン産業をけん引していくという強い決意を示した。

15.2. 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

京都議定書第3条1に基づき約束を達成する際の開発途上締約国、特に条約第4条8及び9で規定されている開発途上締約国に対する社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化することが重要である点を考慮し、我が国は以下の取組を優先的に行っている。

なお、上述した悪影響の最小化に関する取組の評価方法は国際的に確立されていないため、その評価を行うことは不可能であることに留意すべきことも補足する。

■ エネルギー・環境分野における技術協力等

我が国は、エネルギー・環境分野における技術協力の世界各国での実施を通じて、開発途上国のニーズを踏まえた、持続的な経済成長への貢献を継続している。例えば、中東諸国やアジア諸国を含む開発途上国への受入研修・専門家派遣による省エネ・再エネ人材育成協力を実施し、同諸国における省エネ・再エネ関連制度等の制度構築・運用に関する支援を行っている。

■ 二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）/カーボンリサイクル技術の開発等

我が国では温暖化対策上重要な技術である CCUS/カーボンリサイクルについて、「エネルギー基本計画」や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」、「2050年カーボンニュー

トラルに伴うグリーン成長戦略」等を踏まえて取り組む。我が国では温暖化対策上重要な技術である CCUS のうち CCS について、2020 年頃の技術の実用化を目指し CO₂ の圧入を実施してきた。2019 年 11 月に当初目標としていた 30 万トンの圧入を達成したことにより、国内においても CCS 技術の実用化ができたものと考えられる。引き続き、コストの大幅低減や安全性向上のための研究開発、CO₂ 分離回収に伴う環境負荷の評価、国内での貯留可能地点を特定するための地質調査等を実施している。また、欧州や米国、豪州など各国関係者と積極的に CCUS に関する技術情報の交換を実施した。加えて、インドネシアにおいて、日本の優れた CCS 技術を適用した CCS の実現可能性調査を実施した。